

## 告示第 118 号の「都市の緑地の保全への配慮」に関する取り扱い

都市の低炭素化の促進に関する法律（平成 24 年法律第 84 号）第 54 条第 1 項第 2 号に係る、平成 24 年経済産業省・国土交通省・環境省告示第 118 号の都市の緑地の保全への配慮に関する取り扱いを次のとおりとする。

- 1 建築物が、次の各号に定める制限のうち、緑地の保全に関する制限の内容に適合しない場合は、認定を行わない。
  - 一 都市緑地法（昭和 48 年法律第 72 号）第 5 条に規定する緑地保全計画
  - 二 都市緑地法第 12 条に規定する特別緑地保全地区
  - 三 都市緑地法第 34 条に規定する緑化地域
  - 四 都市緑地法第 45 条に規定する緑地協定
  - 五 生産緑地法（昭和 49 年法律第 68 号）第 3 条に規定する生産緑地地区
  - 六 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 69 条の規定による条例に基づき認可された建築協定
  - 七 緑地保全に関する大府市の条例
  
- 2 次の区域は、原則、認定を行わない。
  - 一 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 11 条第 1 項第 2 号に規定する都市施設である緑地

附則

- 1 平成 24 年 12 月 4 日 施行